

静岡県告示第576号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年7月14日から2週間富士木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鷹岡柚木線	富士市鷹岡本町288番の4地先から 富士市入山瀬一丁目119番の3まで	平成29年7月14日

=====

静岡県告示第577号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年7月14日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉田大東線	菊川市中内田字御門1121番の20から 菊川市中内田字御門1116番の3まで	平成29年7月14日